

令和4年度 京都府理学療法士 作業療法士及び 言語聴覚士 修学資金貸与養成施設等取扱要領

京都府は、現
在学んでおられる養成施設等を卒業した後、京都府内で理学療法士等として仕事をしたいと考えている方に、勉学を続けるのに必要なお金をお貸しする制度です。

1 推薦基準

理学療法士等養成施設の長は、次の条件に適合する者で、以下の優先順位により修学資金貸与候補者として推薦してください。

《条件》

令和 年度在学者で貸与を希望する者

- ② 学業成績が良好であり、所定の修学期間を全うし、かつ理学療法士等免許の取得が確実であると見込まれる者
- ③ 将来、次の京都府免除対象施設において、5年間、理学療法士等として業務に従事することが確実と見込まれる者

【優先順位】

第1順位 京都府理学療法士等修学資金貸与の継続申請者

第2順位 就業希望地域が北部地域（府域（北部、京都市域以外）、京都市域の順に優先的に貸与

北部地域とは、丹後圏域（伊根町・京丹後市・与謝野町・宮津市）及び中丹圏域（舞鶴市・福知山市・綾部市）とする

※2 第2順位内においては作業療法学科在学者、言語聴覚学科在学者、理学療法学科在学者の順に貸与

※3 京都市域以外を第一希望とされる場合、就業希望地域の変更が無いよう、養成施設において就職活動等にご配慮いただきますようお願いします。なお、京都市域以外での就業を第一希望として貸与を受けた者が、京都市域の免除対象施設に就業される場合は、貸与者及び養成施設からそれぞれ理由書等の提出を求めることがあります。

④ 府外出身者は、別枠での採用となります。

ただし、希望者が30名を越える場合は、上記の優先順位に準じます。

【免除対象施設】

京都府内の

- ① 訪問看護事業所
- ② 障害児入所施設及び児童発達支援センター
- ③ 病院または診療所
- ④ 障害者支援施設
- ⑤ 老人デイサービスセンター
- ⑥ 特別養護老人ホームまたは養護老人ホーム
- ⑦ 介護老人保健施設
- ⑧ 市町村保健センター等

2 募集人数 府内出身者 40名

京都府外出身（高等学校卒業時の住所） 30名

合計 70名

3 貸与額 月額 36,000円

4 提出書類

- ① 理学療法士等修学資金貸与申請書（第1号様式）
- ② 所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書
- ③ 理学療法士等修学資金貸与者在学証明及び推薦書（養成施設等で作成）
養成施設等で取りまとめの上、京都府リハビリテーション支援センターへ提出してください。

5 申請書記載要領

- ① 貸与希望額（月額）
36,000円と記入してください。
- ② 貸与希望期間
令和4年4月から令和5年3月まで
- ※ 1 最長3年間貸与可能（単年度事業であり、毎年実施する保証なし）
- ※ 2 事業継続の有無は、毎年4月以降HPに掲載しますので、ご確認ください。
- ※ 3 在学中の書類の提出・学生への貸与は、すべて養成校を通じてお願いしています。
- ③ 現住所
住民票記載事項に記載されているとおりに記入してください。
- ④ 連帯保証人
返還事項が生じた場合は、本人と相互に連帯して返還しなければならないことを考慮の上選定してください。
また、2名のうち1名はなるべく父か母とし、他の1名は独立の生計(年金受給による生計を含む)を営む20歳以上の方にしてください。
なお、連帯保証人の住所、氏名欄については、連帯保証人の自筆に限ります。
- ⑤ 法定代理人の同意について
申請時において申請者が未成年の場合は、法定代理人の同意が必要ですので必ず記載してください。
- ※ 1 書類審査で修学資金の被貸与者を決定します。提出書類は正確に記入してください。
- ※ 2 修学資金の貸与の可否は、養成施設等に文書で通知します。
- ※ 3 提出書類は、貸与決定の可否に関わらず返却しませんので、ご了承ください。

6 返還免除要件

養成施設等を卒業後1年以内に理学療法士等の免許を取得し、直ちに府内の免除対象施設に就労し、引き続き5年(60月)以上従事したときは、全額返還免除となります。
養成施設等を卒業後1年以内に理学療法士等の免許を取得し、直ちに府内の免除対象施設に就労し、引き続き貸与を受けた期間以上免除対象施設で従事したが、就労期間が5年未満となったときは、一部返還免除となります。

7 修学資金貸与申請に際しての留意事項

学生には面談の上、修学資金の趣旨、返還免除要件等を十分に説明し、推薦基準を満たしている者を推薦してください。
なお、募集人数を超えて申請のあった場合は、書類審査により修学資金の被貸与者を決定することとなりますのでご承知おき願います。

- ※ 1 前年度貸与者についても令和4年度継続して利用される場合は、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。

8 提出期限

令和 年 月 日(月)(必着)

※ 養成施設等から京都府リハビリテーション支援センターへの提出期限です。

9 提出先

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465

京都府立医科大学内

京都府リハビリテーション支援センター

Tel

理学療法士等修学資金貸与申請書

下記のとおり、京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例に基づき、修学資金の貸与を申請します。

なお、修学資金の貸与を受けた際は、京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例及び京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例施行規則をかたく守るとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務についても、誠実にこれを履行することを誓約します。

年 月 日

京都府知事 様

貸与月額	円
------	---

	申請者	法定代理人(続柄)
ふりがな 氏名		
住所	〒 — (電話番号 — —)	〒 — (電話番号 — —)
学校 ・ 勤務先	(学校名) (入学 年 課程 月 年生 日)	(勤務先名) (電話番号 — —)

備考 法定代理人は、申請者が未成年の場合にのみ記入してください。

上記の者が、修学資金の貸与を受けた際は、相互に連携して修学資金返還の責めを負い、かつ、京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例及び京都府理学療法士等修学資金の貸与に関する条例施行規則をかたく守るとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務についても、誠実にこれを履行することを誓約します。

年 月 日

京都府知事 様

	連帯保証人(続柄)	連帯保証人(続柄)
ふりがな 氏名		
住所	〒 — (電話番号 — —)	〒 — (電話番号 — —)
勤務先	(勤務先名) (電話番号 — —)	(勤務先名) (電話番号 — —)

①

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学生は、正当な理由なく理学療法士等修学資金(以下「貸付金」という。)を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

- 第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の府に対する一切の債務について修学生と連帯して保証するものとする。
- 2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。
 - 3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、速やかに知事に新しい連帯保証人となる者を届け出なければならない。
 - 4 前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

(住所変更届の提出)

- 第3条 修学生及び連帯保証人は、その住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに知事に新しい住所又は勤務先を届け出なければならない。

(申請内容等の調査)

- 第4条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

- (1) 知事が、貸付金の貸付け又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先(以下「申請内容等」という。)について、市町村、学校、修学生若しくは連帯保証人の勤務先又は知事以外の府の機関に照会すること。
- (2) 市町村、学校、修学生若しくは連帯保証人の勤務先又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。
- (3) 知事が、貸付金の貸付け又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

- 第5条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては府からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては府からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合
- (2) 貸付金以外の修学生的債務につき、次の事由があった場合
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て
 - イ 仮差押えその他の保全措置
 - ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)
- (3) 修学生が月賦償還の支払を通算して3回怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。)
- (4) 修学生が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかった場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(公正証書の作成)

- 第6条 修学生及び連帯保証人は、貸付金の債務が履行されない場合は、知事の請求により、修学生及び連帯保証人が債務を承認し、その履行につき直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書を作成することに同意するものとする。

- 2 前項の公正証書の作成に要する費用は、修学生的負担とする。

(合意管轄)

- 第7条 貸付金の貸付け又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

上記事項について、同意します。

年 月 日	申請者氏名	印○
年 月 日	法定代理人氏名	印○
年 月 日	連帯保証人氏名	印○
年 月 日	連帯保証人氏名	印○

所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書

京都府理学療法士等修学資金の貸与を受けるにあたって、返還が生じた場合において、納期限までに返還がなされない場合には、京都府が所得証明書、確定申告書写し、預金の移動明細（預金通帳の写しでも可）等の提出を求めたとき、これを速やかに提出することを誓約します。

なお、この場合の証明書等の発行に係る経費は私が負担することに同意します。

おって、この提出がなされない場合には、京都府が市町村等の官公庁等に私の所得・財産調査等を実施すること及びこれに回答がなされることに同意します。

年　月　日

京都府知事様

申　請　者		法定代理人（続柄）	
ふりがな)	
氏　名	印	印	
	年　月　日生	年　月　日生	
住　所	〒　— —　—　— (電話番号)	〒　— —　—　— (電話番号)	
学　校 勤　務　先	(学校名) 課程　年生	(勤務先名) —　— (電話番号)	

備考 法定代理人は、申請者が未成年の場合にのみ記入してください。

私が連帯保証人となる、上記の者が京都府理学療法士等修学資金の貸与を受けるにあたって、返還が生じた場合において、納期限までに返還がなされない場合には、京都府が所得証明書、確定申告書写し、預金の移動明細（預金通帳の写しでも可）等の提出を求めたとき、これを速やかに提出することを誓約します。

なお、この場合の証明書等の発行に係る経費は私が負担することに同意します。

おって、この提出がなされない場合には、京都府が市町村等の官公庁等に私の所得・財産調査等を実施すること及びこれに回答がなされることに同意します。

年　月　日

京都府知事様

連帯保証人（続柄）		連帯保証人（続柄）	
ふりがな)	
氏　名	印	印	
	年　月　日生	年　月　日生	
住　所	〒　— —　—　— (電話番号)	〒　— —　—　— (電話番号)	
勤　務　先	(勤務先名) —　— (電話番号)	(勤務先名) —　— (電話番号)	

